



品質管理レビューの概要

~平成27年度制度改正に向けて~

Quality Control Committee

2015 OVERVIEW



目次

1	ツノメツセーン	2
l.	平成26年度の品質管理レビュー	4
	1. 品質管理レビューの実施結果	4
	2. 主な改善勧告事項とその原因	5
	3. 「限定事項付き結論」の原因分析	10
	4. 上場会社監査事務所の登録	11
	5. 品質管理レビューの結果等の監査役等への通知	11
	6. 今後の行動計画	12
 .	品質管理レビューの変遷	14
	1. 品質管理レビュー制度の変遷	14
	2. 通常の品質管理レビューの実施結果の推移	16
	3. 現行の品質管理レビュー制度	17
	4. 現行の上場会社監査事務所登録制度	20
 	 . 品質管理レビュー制度等の改正	22
	1. 平成26年7月の定期総会での制度改正	22
	(1) 品質管理レビューの性格	22
	(2) 品質管理レビューの対象監査事務所及び対象監査	登業務 23
	(3)機動的・臨時的な品質管理レビューの新設	23
	(4) 上場会社監査事務所部会準登録事務所名簿への	
	登録要件の緩和	23
	2. 上場会社監査事務所登録制度の一部改正	26
	(1)上場会社監査事務所名簿等からの抹消と再登録(の制限
	及び制限の解除	26
	(2)上場会社監査事務所名簿等へ登録申請する	
	監査事務所の誓約	27
	(3)上場会社監査事務所名簿等への登録申請の時期	
	手続の見直し	27

トップメッセージ



インタレスト(公益) に貢献できるよう取り組んでいます。 経済社会活動を公正に行う上で、透明性の確保、適正な情報開示、 説明責任を果たすことが求められており、監査はそれらを果たす上

での重要なインフラとなっています。企業は情報開示を充実させ、説明責任を果たすことが必要であり、①開示する情報の範囲と内容、②情報の信頼性、③情報開示の適時性の3点が重要ですが、監査人も

それらを踏まえ、その使命と職責を果たすことにより国民経済の健

日本公認会計士協会(以下「当協会」といいます。)は、平成25年7

月に新タグライン 「Engage in the Public Interest 社会に貢献する 公認会計士」を設定し、本タグラインの下、公認会計士に対して社会 から寄せられる期待にしっかりと迅速に応えることでパブリック・

全な発展に貢献することが求められます。

平成27年3月5日に政府のコーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議によりコーポレートガバナンス・コード原案が策定され、その中で、適正な監査の確保のための取締役会、監査役会の対応として十分な監査時間の確保、監査役等との連携の確保などがうたわれています。不正リスク対応基準への対応など監査手続が増加し複雑化している一方で、決算の早期化などの流れもあり、十分な監査時間を確保できているか見直す必要があります。十分な監査時間を確保し、その中で職業的懐疑心を発揮して業務を行うことができる環境が整えば監査の品質も向上すると考えています。

当協会は、監査の品質の維持、向上を図り監査に対する社会的信頼を維持、確保するために品質管理 レビュー制度を自主規制として運用しています。本冊子は平成26年度における品質管理レビューの実施結果及 び平成27年度以降に適用される品質管理レビュー制度等の改正についてまとめたものです。

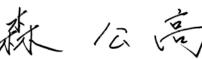
現在、当協会は上場会社監査事務所登録制度の見直しを行っており、また、監査事務所の監査実施体制の整備・ 運用に関する事項等についても誓約するように上場会社監査事務所名簿等への登録に係る誓約書様式等の変更 を予定しています。

監査の信頼性に疑念が生ずれば、公認会計士に対する信頼がなくなるだけでなく、我が国の資本市場の信頼性にも大きな影響が出ることになります。社会からの様々な期待に応えるためにも、我々は襟を正す必要があり、監査の信頼性を確保する上で、自主規制機能の一層の充実に取り組んでまいります。

平成27年6月

日本公認会計士協会

会長





品質管理委員会委員 左より、安井良太、北方宏樹、奥山弘幸、柴毅、関根愛子、中川隆之、唐津恵一

品質管理委員会 関根委員長メッセージ

日本公認会計士協会は、監査に対する社会的信頼を維持、確保することを目的として、平成11年度から自主規制として品質管理レビュー制度を運用し、平成19年度からは上場会社監査事務所登録制度を運用してきました。 日本における監査の質的水準は、これらの制度により向上してきたと思いますが、近年、会計不正の頻発など業界を取り巻く環境は厳しい状況であり、監査の質的水準の一層の向上に努めなければならないと感じています。

このような外部環境の変化などに対応するため、品質管理レビュー制度等を改正し、平成27年度の品質管理レビューからの適用を予定しております。本冊子が、品質管理レビュー制度の概要や活動状況をご理解いただくための一助となれば幸いです。

1. 平成26年度の品質管理レビュー

1. 品質管理レビューの実施結果

日本公認会計士協会(以下「当協会」という。)では、監査業務の公共性に鑑み、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保することを目的として、監査法人又は公認会計士(以下「監査事務所」という。)が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度(品質管理レビュー制度)を公認会計士法の下で自主規制として運用している。

品質管理委員会は、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等を 監査している監査事務所に対し、定期的に「通常の品質管理レビュー」を実施し、その結果、改善勧告事項があった監査事務所に対し、次年度に「フォローアップ・レビュー」を実施している。さらに、フォローアップ・レビューにおいて「改善の不十分な事項のある確認結果」となった監査事務所に対しては、その翌年度に「再フォローアップ・レビュー」を 実施している。

当年度においてレビューを実施した監査事務所は、通常の品質管理レビュー89事務所、フォローアップ・レビュー70事務所及び再フォローアップ・レビュー6事務所である。さらに1事務所を対象として準レビューを実施している。通常の品質管理レビューを実施した結果、「限定事項のない結論」76事務所(改善勧告事項のない6事務所を含む。)、「限定事項付き結論」9事務所であり、「否定的結論」となった監査事務所はなく、「結論の不表明」1事務所であった。「結論の不表明」は、公認会計士法施行規則第25条第五号の規定に係る業務管理体制の整備・運用状況のみをレビュー対象としたためである。また、フォローアップ・レビューを実施した結果、「改善の不十分な事項のある確認結果」となった監査事務所は9事務所であり、再フォローアップ・レビューでは、改善の不十分な事項は認められなかった。なお、当年度に「会長への報告」を行った監査事務所は5事務所であった。

「限定事項付き結論」となった監査事務所は、前年度に引き続き、通常の品質管理レビューを実施した監査事務所の10%程度であることから、監査の品質管理を重視する 風土が定着した監査事務所とそうでない監査事務所の二極化の傾向が継続している と考えられる。

2. 主な改善勧告事項とその原因

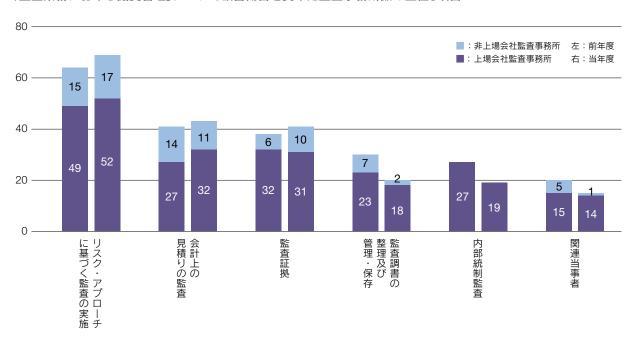
通常の品質管理レビューを実施した結果、改善勧告を受けた監査事務所が多かった項目は前年度との類似性が見受けられ、「監査業務における品質管理」については、「リスク・アプローチに基づく監査の実施」、「会計上の見積りの監査」及び「監査証拠」に関する改善勧告事項が多く、「監査事務所における品質管理」については、「品質管理のシステムの監視」、「審査」及び「品質管理の全般的体制」に関する改善勧告事項が多かった。このほかに、「グループ監査の手続」に関する改善勧告事項が多くあり、グループ監査の体制を十分構築できていない比較的小規模の監査事務所が見受けられた。また、金融機関の「監査業務における品質管理」については、金融機関以外の監査業務と同様に、「リスク・アプローチに基づく監査の実施」及び「会計上の見積りの監査」に関する改善勧告事項が多かった。

各年度の改善勧告事項に類似性が見受けられることは、前年度も指摘しているところであるが、改善勧告を受けた監査事務所は、同じ項目で改善勧告が繰り返されないように、引き続き、改善勧告事項の原因を分析し、必要な改善措置を講じる必要がある。

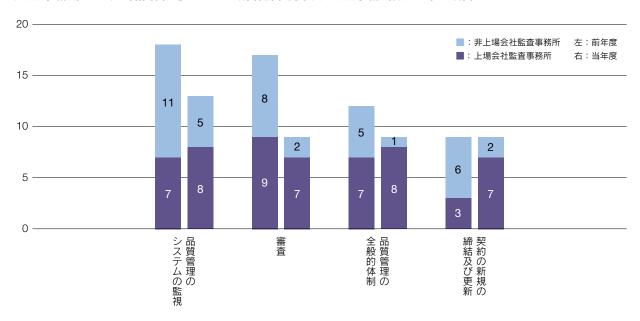


I. 平成26年度の品質管理レビュー

「監査業務における品質管理」について改善勧告を受けた監査事務所数の上位6項目



「監査事務所における品質管理」について改善勧告を受けた監査事務所数の上位4項目

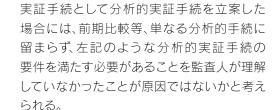


「監査業務における品質管理」で多く見受けられた改善勧告事項とその原因

リスク・アプローチに基づく監査の実施

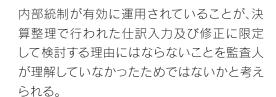
分析的実証手続

- 推定値が、個別に又は集計して重要な虚偽表示となる 可能性のある虚偽表示を識別するために十分な精度 であるかどうか評価していない。
- 計上された金額と監査人の推定値との差異に対して、 追加的な調査を行わなくても監査上許容できる差異の 金額を決定していない。



経営者による内部統制の無効化に関係したリスク対応手続

- 総勘定元帳に記録された仕訳入力や総勘定元帳から 財務諸表を作成する過程における修正についての適切 性を検証するに際し、仕訳入力及び修正を監査対象期 間を通じて検証する必要性を考慮していない。
- 不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が存在する にもかかわらず、不正による重要な虚偽表示の疑義に 該当するかどうかを判断せず、当該疑義に対応する監査 手続を実施していない。



職業的懐疑心を発揮して監査手続を実施 していなかったことが原因ではないかと考え られる。

監査手続の対象項目の抽出方法

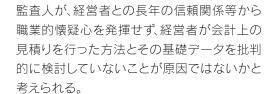
- 実証手続を実施するに当たり、特定項目抽出による試 査が、母集団の中から抽出されない残余部分に対する 監査証拠を提供しないことを考慮し、残余部分に関す る十分かつ適切な監査証拠を入手するための実証手 続を立案していない。
- 運用評価手続を実施するに当たり、母集団内の全ての サンプリング単位に抽出の機会が与えられるような方 法で、サンプルを抽出していない。

監査手続の対象項目の抽出方法には、精査、 特定項目抽出による試査及び監査サンプリングによる試査、の三つの抽出方法があるが、 母集団全体に関する誤った結論を導き出さないように、適切な抽出方法を選択し、対象項目 を抽出しなければならないことを監査人が理解していなかったことが原因ではないかと考えられる。 I. 平成26年度の品質管理レビュー

「監査業務における品質管理」で多く見受けられた改善勧告事項とその原因

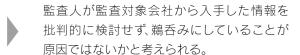
会計上の見積りの監査

- ■固定資産の減損を検討する際に経営者が使用した事業計画等の仮定の合理性を十分に検討していない。
- 税効果会計における将来減算一時差異等のスケジューリングの妥当性を十分に検討していない。



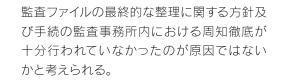
監査証拠

企業が作成した情報を監査証拠として利用する際に、 当該情報の正確性及び網羅性に関する監査証拠を十 分に入手していない。



監査調書の整理及び管理・保存

●監査報告書日後、適切な期限内に、監査ファイルにおける監査調書を整理しておらず、監査ファイルの最終的な整理についての事務的な作業を完了していない。





「監査事務所における品質管理」で多く見受けられた改善勧告事項とその原因

品質管理のシステムの監視

●監査業務又は審査を実施する者が当該監査業務の定期的な検証に関与していた。



監査業務の定期的な検証を実施するのに十分な知識、経験及び能力を有する者が不足していたことが原因ではないかと考えられる。

審査

審査担当者は、構成単位が重要であるかどうかの判断や、不正による重要な虚偽表示の疑義があるかどうかの判断等、監査チームが行った重要な判断とその結論に関する監査調書を十分に検討していない。



審査担当者が、形式的に審査を実施するだけで、監査チームの判断や結論に対する深度 ある審査を実施する姿勢に欠けていることが 原因ではないかと考えられる。

品質管理の全般的体制

PC・電子データの管理、ウイルス対策、パスワード設定 及びUSBメモリの利用方法等が適切に行われている かどうか適時にモニタリングしていない。



監査事務所の監査対象会社等に関する情報の漏洩・流出、不正・私的利用のリスクに対する認識が不足しており、情報セキュリティ管理の重要性を理解していないことが原因ではないかと考えられる。

契約の新規の締結及び更新

契約の新規締結や更新に当たり、問題点が識別された にもかかわらず、監査事務所がその問題点をどのよう に解決したかを文書化していない。



監査事務所が、業務の維持又は拡大を優先 し、契約リスクを適切に評価することを重視 していないことが原因ではないかと考え られる。

3. 「限定事項付き結論」の原因分析

当年度に表明された「限定事項付き結論」において、レビューの結論を限定する原因となった改善勧告事項には、監査業務における品質管理については、「収益認識に係る重要な虚偽表示リスクの識別及び評価や実証手続等のリスク・アプローチに基づく監査手続の未実施」「固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性といった会計上の見積りに関する監査証拠の入手不十分」等に関する改善勧告事項があり、監査事務所における品質管理については、「審査担当者の交代に関する方針及び手続の未整備」「審査における監査チームの判断とその結論に関する監査調書の著しい不備の見落とし」等に関する改善勧告事項があった。

当年度より、通常の品質管理レビューの結果が「限定事項付き結論」となった9事務所には「改善計画書」に「改善勧告事項となった原因」の記載を求めており、その内容を分析した結果、根本的な原因と考えられる事項は、以下のとおりである。

- 品質管理が重視されておらず、監査及び会計の基準等で要求される内容・水準を理解していない、又は品質管理のシステムに重要な不備があることを認識していない。
- 職業的懐疑心が発揮されておらず、リスク認識が不十分、又は監査対象会社が作成した財務諸表の基礎となる会計記録に含まれる情報及びその他の情報を批判的に検討していない。
- 形式に偏重し、深度ある監査手続の実施や査閲、審査、定期的な検証が行われていない、又はこれらが組織的に徹底されているか検証していない。
- 品質管理に関する周知徹底が十分でなく、文書化が不足している、及び拠点事務所 ごと又は監査チームごとに、監査の品質が均質でない。
- ◆人的資源又は財務的資源が不足しており、組織的監査を実施するための体制(特に グループ監査の体制、審査、定期的な検証に係る体制)を十分構築していない。

上記は、主に「監査及び会計の基準等の理解不足」を原因とするものと、「職業的専門家としての意識の問題」を原因とするものとに集約されるが、そのほかに人的・時間的リソースの確保に関連する原因が散見されることから、品質管理体制の確保・維持が損なわれないような配慮も必要と考えられる。

これらの原因に対処するためには、監査事務所は、専門要員に対する研修や指導の強化、監査調書の査閲及び審査並びに定期的な検証に係る体制の強化等によって、適切な監査に必要な知識と技術及び品質管理に対する意識の向上を図り、監査業務の品質を重視する風土を監査事務所内に醸成する必要があり、当協会は、品質管理の向上に向けた研修の充実・強化等の施策を講ずる必要がある。

4. 上場会社監査事務所の登録

当協会では、監査事務所のうち上場会社と監査契約を締結している監査事務所の監査の品質管理の状況の一層の充実強化を図るため、当協会の品質管理委員会内に上場会社監査事務所部会を設置し、上場会社監査事務所名簿、準登録事務所名簿及び上場会社監査事務所名簿等抹消リストを備え、広く一般に公開している。これらの名簿への登録の可否や監査事務所への措置は、品質管理レビュー制度に組み込んだ制度(上場会社監査事務所登録制度)として運用している。

当年度の上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿(以下「上場会社監査事務所名簿等」という。)への登録状況は、本登録事務所及び本登録審査中の事務所の増加が14事務所、上場会社との監査契約を解消した等の理由による減少が27事務所であり、平成27年5月22日現在、本登録事務所及び本登録審査中の事務所数は156事務所であった。なお、当年度の品質管理レビューの結果に基づき、品質管理特定事案検討部会での検討結果を経て、上場会社監査事務所名簿への登録を認めない決定をした4事務所のうち、その決定の効力が生じ、「上場会社監査事務所名簿等抹消リスト」に開示された監査事務所は1事務所であった。

当年度の品質管理レビューの結果に基づき「措置」を講じる決定をした監査事務所は、一号措置(注意)が7事務所、二号措置(継続的専門研修の履修指示)が6事務所、三号措置(品質管理レビューによる限定事項等の概要の開示)が4事務所であり、四号措置(上場会社監査事務所名簿への登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示又は準登録事務所名簿への登録の取消し)が講じられた監査事務所はなく、措置なしが111事務所であった。なお、三号措置を講じる決定をした4事務所のうち、平成27年5月22日までにその決定の効力が生じ、「上場会社監査事務所名簿」に開示された事務所は、1事務所であった。

5. 品質管理レビューの結果等の監査役等への通知

当協会は、監査役等とのコミュニケーションの一環として、品質管理レビューの結果の要約を監査役等へ提供し、監査事務所の品質管理の状況について監査役等と積極的にコミュニケーションを行い、両者がより一層連携を図る必要性について周知を行ってきた。当年度においては、当該通知に関する監査事務所の対応状況を把握するために、全てのレビュー対象監査事務所を対象として質問調査を実施し、調査の結果を受けて監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況に関する監査人の伝達義務を明確化するために、品質管理レビューの結果等の監査役等への通知における具体的な伝達方法及び内容を定めた監査基準委員会報告書(以下「監基報」という。)260「監査役等とのコミュニケーション」の改正及び当該書面作成の参考に資するための様式例が公表さ

れた。なお、監基報260改正のうち品質管理レビューの結果等の監査役等への通知に関する内容の周知を行うため、全てのレビュー対象監査事務所を対象として、レビューチームによる個別の説明を行った。

監査役等へ通知する品質管理レビュー報告書の結論は、①監査事務所の定めた品質管理のシステムが品質管理の基準に適合しているかどうか、及び②監査事務所がその品質管理のシステムに準拠しているかどうかに関して重要な事項が発見されたかどうかについて表明するものである。

品質管理レビューを実施した結果、監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する準拠違反が発生している懸念がある場合には、発見事項とし、重要な準拠違反が発生している懸念の程度に応じて改善勧告事項や限定事項としているが、改善勧告事項や限定事項があった場合であっても、あくまでも懸念であることから、直ちに監査業務において重要な準拠違反があったことや監査意見の妥当性に問題があったことを示すものではない。

監査事務所は、品質管理レビューの結果を監査役等に伝達する場合には、監査の品質及び品質管理レビューの制度も併せて監査役等の十分な理解が得られるよう説明し、品質管理レビューの結果が正しく理解されるよう努める必要がある。詳細情報については、日本公認会計士協会のウェブサイトに掲載されている平成27年5月29日付け『監査基準委員会報告書260の改正に伴う監査役等への品質管理レビューの結果の伝達に関する留意点』(http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/jicpa_pr/news/260.html)を参照していただきたい。

当協会のウェブサイトにおける「監査役の方へ」のページからの情報発信を行っており、様々な媒体を通じて継続的に周知活動を行う予定である。

6. 今後の行動計画

平成25年5月23日付けの「品質管理レビュー制度のあり方見直しについての提言」 (以下「提言」という。)の具体化のため、平成26年2月13日に「品質管理レビュー制度・ 上場会社監査事務所登録制度一部改正要綱」が取りまとめられ、平成26年7月の定期総 会において、品質管理レビューの性格の変更と品質管理レビューの結果に基づく措置 制度の新設、品質管理レビューの対象監査事務所と対象監査業務の拡大、機動的・臨時 的な品質管理レビューの新設等の制度改正に必要な会則・規則の変更が行われ、原則 として平成27年7月以降実施する品質管理レビューから適用されることとなっており、 今後、確実な実行を図ることとする。 平成26年2月の改正要綱においてさらに検討が必要とされた上場会社の監査を行うことについて一定の制約を設けることに関して、平成27年3月19日に「上場会社監査事務所登録制度一部改正要綱」が取りまとめられた。また、平成27年6月17日に、上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所は、監査事務所の品質管理体制についてより高い意識をもっていることを示すため、誓約書様式等を変更し提出を求める内容の「上場会社監査事務所名簿等への登録に係る誓約書様式等の変更について」が取りまとめられた。これらについては、平成27年7月の定期総会に必要な会則・規則の変更が上程される予定である。

「提言」のうち「品質管理レビューの実効性の向上」に関して、監査事務所の状況及び個別の監査業務の特性等の品質管理レビューに係るリスクを考慮してレビュー手続の実施範囲を決定するなどのリスク・アプローチの適用の徹底等のため、必要な品質管理レビュー手続等を改正する。また、監査事務所が自らの品質管理のシステムの不備の内容と程度を的確に認識できるように発見事項等の内容の説明を十分に行うとともに、監査事務所に対して適切な改善措置の検討を要請する。

さらに、監査事務所の品質管理体制の整備・運用に関する対応状況の確認のため、当年度の重点的実施項目に「監査役等とのコミュニケーション」を追加した5項目を平成27年度の重点的実施項目とする。また、最近の新規公開を巡る問題への対応として、新規公開の業務に関与している監査事務所は、新規公開会社の経営者による不適切な取引への対応について、より深度ある監査の実施が求められるが、品質管理レビューにおいても対応状況を確認する。

品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度については、継続的に見直しがなされているが、会員に対して会則・規則等の周知徹底を図り円滑な制度移行を行うとともに、公認会計士監査の利用者である資本市場関係者等に当協会の自主規制制度の周知活動を積極的に行い、監査に対する社会的信頼が高まるように努めることが必要である。

最後に、前年度に引き続き、①関係する諸団体との意見交換等を通じて上場会社監査 事務所登録制度の適切な運営を行うことや、②監査業務の品質管理に関する諸外国の 制度の調査・研究を行い、品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度に ついて継続的に見直しを実施することも必要であると考えている。

||. 品質管理レビューの変遷

1. 品質管理レビュー制度の変遷

品質管理レビュー制度及び関連する法令・制度等の変遷を年度別に示すと次のとおりである。

当協会は、平成11年3月24日付で品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続を制定し、平成11年度に自主規制として品質管理レビューの運用を開始した。当初は大規模監査法人からフル・レビューを始め、平成13年度に上場会社を監査している全ての監査事務所に対してフル・レビューを開始した。また、平成15年6月の法改正により、平成16年度に公認会計士法(以下「法」という。)の下で制度として位置づけられるようになり、同法の改正を受けて、品質管理レビューの対象は、上場会社だけでなく非上場会社の金融商品取引法監査や大規模な会社法監査を実施している監査事務所等に拡大された。

平成19年には、公認会計士法等の改正により、公認会計士法上の大会社等の範囲が縮小し、レビュー対象となる監査事務所が大幅に減少する一方、大手監査法人の内の一法人の解散があったため、監査人の交代が急増した。また、平成19年度には、上場会社監査事務所登録制度を導入し、品質管理レビューの結果を踏まえた措置制度を開始

品質管理レビュー及び関連する法令·制度等の変遷

● 平成11年度 ● 自主規制としての品質管理 レビュー開始(大規模監査 法人のみフル・レビュー) ◎ 品質管理レビュー基準、品 質管理レビュー手続の公表 平成13年度 ● 平成

→ 平成15年度

- ◎公認会計士法の改正
 - → 平成17年度
 - ◎ 監査に関する品質
 管理基準の制定

→ 平成19年度

- 上場会社を監査している 監査事務所にフォロー アップ・レビューを開始
- ◎ 公認会計士法等の改正
- ◎ 上場会社監査事務所登録制度導入

• 平成21年度

- 内部統制監査を レビュー対象と する
- フォローアップ・ レビューの範囲 拡大

平成16年度 •——

- 上場会社を監査して いる監査事務所にフ ル・レビューを開始
- 公認会計士法の下で制度と して位置づけられる
- ◎ 公認会計士·監査審査会の設置

平成18年度 ←

- ◎ 監査事務所における品質管理及び監査業務における品質管理の適用
- ◎「リスク・アプローチによる監査の手引」の公表 (東京会)

平成20年度←

○ 上場会社に四半期レビュー及び内部統制報告制度導入

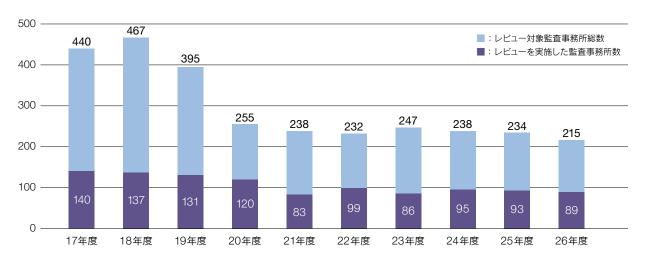
平成22年度 ←

- ◎ 東京証券取引所等の有 価証券上場規程等改正
- 品質管理委員会規則の
- ◎ 倫理規則及び独立性に関する指針の改正

- 品質管理レビュー
- ◎ 関連する法令・制度等

したほか、上場会社を監査している監査事務所に対するフォローアップ・レビューを開始 した。

通常の品質管理レビューを実施した監査事務所数の推移





平成24年度 ←

- クラリティ版報告書 (監基報のカテゴリー A) に基づくレビュー開始
- レビュー手続書QCP450 (IFRS任意適用会 社) を公表し、レビュー開始
- 品質管理委員会に会員外の外部委員が就任
- ◎ クラリティ版報告書全面適用
- ◎監査における不正リスク対応基準の設定
- ◎ 「新起草方針に基づく財務諸表監査の手引」の 公表(中小監査事務所連絡協議会)

平成25年度 ←

- クラリティ版報告書に対応した監査業務レビュー手続書QCP400を公表
- セーフガードとしての品質管理レビュー開始
- ◎ 「財務諸表監査・内部統制監査の手引(不正リ スク対応基準対応版)」の公表(中小監査事務 所連絡協議会)
- ◎「品質管理レビュー制度のあり方見直しについての提言」の公表

||. 品質管理レビューの変遷

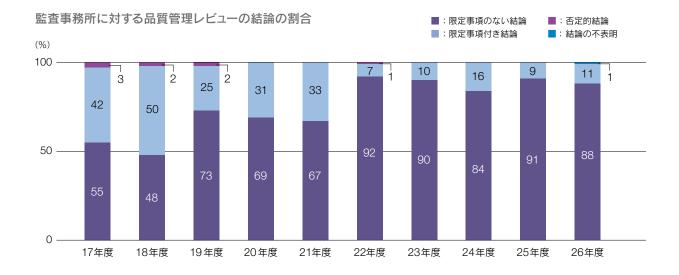
平成20年4月には、上場会社で四半期レビュー及び内部統制報告制度が始まり、平成21年度の品質管理レビューから内部統制監査がレビュー対象となった。また、平成21年度からは、前年度に限定事項付き結論が表明された上場会社監査事務所以外の監査事務所に対してもフォローアップ・レビューを実施するようになった。

平成23年3月には、東京証券取引所の上場規程等の改正が行われ、既上場会社が監査人を選任するに当たり、上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所の 監査を受けることが要件とされた。

平成23年度には、非上場会社の内、金融商品取引法監査を行っている監査事務所に対する品質管理レビューの実施間隔を5年から3年に変更した。また、品質管理委員会規則等を改正し、一定規模以上の信用金庫等の監査を行っている監査事務所を品質管理レビューの対象に加え、全ての監査事務所に対してフォローアップ・レビューを実施するようになった。

2. 通常の品質管理レビューの実施結果の推移

過去10年間の通常の品質管理レビューの実施結果の推移は、以下のとおりである。 平成17年度及び平成18年度は、リスク・アプローチに基づく監査の実施に関する事項や審査に関する事項に重大な問題が多く、独立性違反の事例もあり、品質管理レビューを実施した監査事務所数の約45%前後の監査事務所に対して限定事項付き結論が付され、大手監査法人でも品質管理が十分に行われているとは言えないような状況があった。



平成17年度及び平成18年度に公認会計士・監査審査会の検査が行われた結果、大手監査法人に対して改善命令が出されたこともあり、平成19年度から平成21年度までは、大手監査法人に対する改善勧告事項が減少した。また、平成18年度には、当協会の東京会から監査ツールとして「リスク・アプローチによる監査の手引」が公表され、以降、各種委員会報告の改正に合わせて更新されてきたことから、リスク・アプローチに基づく監査手続の実務への適用が進んだ。これにより限定事項付き結論も品質管理レビューを実施した監査事務所数の約30%前後まで減少した。

平成22年度から平成26年度までは、リスク・アプローチに基づく監査が監査実務に浸透し、限定事項付き結論が品質管理レビューを実施した監査事務所数の10%前後まで減少してきたが、監査の品質管理を重視する風土が定着した監査事務所とそうでない監査事務所の二極化の傾向が鮮明になってきている。

3. 現行の品質管理レビュー制度

品質管理レビューは、品質管理委員会を中心に、以下のとおり運営されている。

品質管理委員会は、委員長1名 (当協会副会長) 及び委員10名 (公認会計士である当協会の会員7名及び会員外の有識者3名) で組織され、主として品質管理レビュー報告書・改善勧告書等の審議・決定を行っている。その下部組織として品質管理特定事案検討部会、品質管理審査部会及びレビューチームを設置しており、会員委員のうち5名は品質管理審査部会の部会長を兼任している。なお、品質管理委員会、品質管理特定事案検討部会及び品質管理審査部会のいずれの審議においても会則第80条 (利害関係者の排除) が適用され、審議事項に利害関係を有する委員は当該事案の議決に加わることができない。

||. 品質管理レビューの変遷

レビューチームは、レビューアー30名(会員30名)により組織され、監査事務所の監査の品質管理の状況について品質管理レビューを行い、その結果に基づき品質管理レビュー報告書案及び改善勧告書案等を作成し、品質管理審査部会及び品質管理委員会に起案する。

品質管理審査部会は、五つの審査部会で構成され、審査部会長1名(会員)及び品質管理審査員4名(会員4名)で組織されている。各審査部会は、毎月開催(平成26年度は合計75回開催)され、品質管理レビューの結果等及び上場会社監査事務所の登録に関する事項の審査を行い、その審査結果を品質管理委員会に報告(承認申請)する。審査結果が上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない決定、三号措置又は四号措置の決定等となる場合、部会長1名を含む構成員4名(いずれも会員)で組織する品質管理特定事案検討部会において検討し、検討結果を品質管理審査部会の審査結果と併せて、品質管理委員会に報告する。

品質管理委員会は、毎月開催 (平成26年度は16回開催)され、品質管理審査部会において審査された品質管理レビュー報告書及び改善勧告書を審議・決定し、それらを監査事務所に対して交付する。

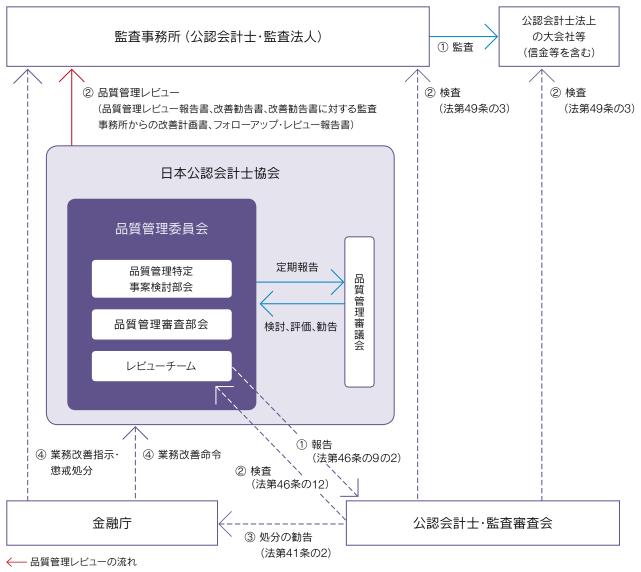
改善勧告書を受領した監査事務所は、改善勧告事項に対する改善措置とその実施予 定時期を記載した改善計画書を品質管理委員会へ提出し、改善措置を実施する。

レビューチームは、改善勧告書を交付した監査事務所に対してフォローアップ・レビューを実施して改善措置の実施状況を確認し、それによって、品質管理委員会は、改善措置が確実に実施されるよう努めている。

また、品質管理委員会は、これらの品質管理レビュー活動の状況を会員2名及び会員外の有識者5名で組織された品質管理審議会に定期的に報告している。報告を受けた品質管理審議会は、当協会の品質管理レビュー活動が適切に行われているかどうかを検討・評価し、その結果、必要な勧告を行い、当協会の品質管理レビュー活動の向上に寄与している。

さらに、当協会は、平成16年度から法第46条の9の2に基づき、金融庁の公認会計士・ 監査審査会に対して、品質管理レビューの状況報告を行っており、また、モニタリングを 受けている。

品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会によるモニタリング



<---- 公認会計士·監査審査会のモニタリングの流れ

- (注)公認会計士・監査審査会のモニタリングの流れ
- ① 報告 (法第46条の9の2)
 - 当協会は、定期的に又は必要に応じて、レビューの結果を公認会計士・監査審査会に対して報告する。
- ② 検査 (法第46条の12、第49条の3) 公認会計士·監査審査会は、当協会、監査事務所又は被監査会社に対して検査を行うことができる。
- ③ 処分の勧告 (法第41条の2) 公認会計士・監査審査会は、行政処分その他の措置について金融庁に勧告することができる。
- ④ 業務改善指示(法第46条の12の2、第30条、第31条、第34条の2、第34条の21) 金融庁は、当協会に対して業務改善を命令し、監査事務所に対して業務改善指示・懲戒処分を行うことができる。

4. 現行の上場会社監査事務所登録制度

当協会は、社会的影響のある上場会社を監査する監査事務所の品質管理体制を強化し、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保するため、平成19年4月から上場会社監査事務所登録制度を導入し、品質管理委員会の下に上場会社監査事務所部会を設置している。

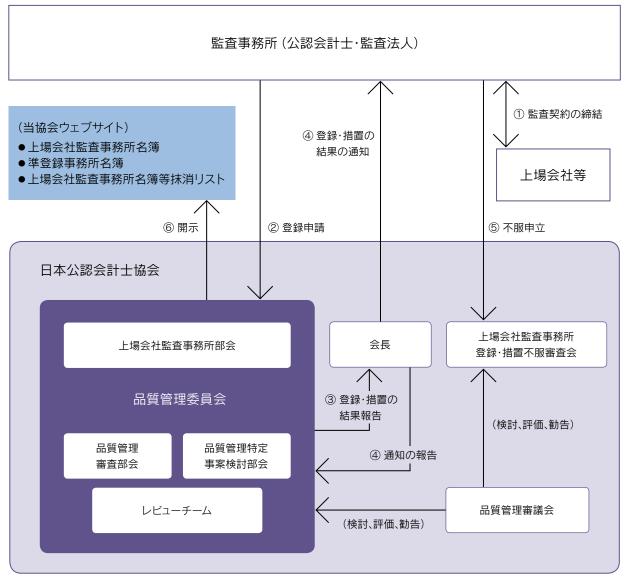
上場会社監査事務所部会では、品質管理審査部会の審査結果の報告(承認申請)に基づいて、上場会社監査事務所部会の名簿への登録の可否案及び同部会の登録事務所に対する措置案を審議し、その結果を会長に報告する。当該報告を受けた会長は、監査事務所に対し、登録の可否及び措置の結果の通知を行うとともに、当該通知を行った旨を品質管理委員会に報告する。報告を受けた品質管理委員会は、上場会社監査事務所部会の名簿にその結果を反映する。

なお、品質管理審査部会が上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない決定、三号措置又は四号措置の決定等を報告した場合には、品質管理特定事案検討部会(平成26年度は3回開催)でこれを検討し、検討結果を品質管理委員会に報告する。また、監査事務所は品質管理委員会の当該決定に不服がある場合には、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会に不服申立をすることができる。

同不服審査会は、会員3名及び会員外の有識者2名で組織されており、審査の結果、不服を認めたときは、品質管理委員会に再審査を要請し、品質管理委員会は再審査の結論を会長に報告する。審査の結果、同不服審査会が不服を認めないときは、当該不服申立を棄却する旨を会長に報告する。この報告を受けた会長は、監査事務所に対し、その旨を通知し、通知した旨を品質管理委員会に報告する。報告を受けた品質管理委員会は、報告の結果を上場会社監査事務所部会の名簿に反映する。

現在、各証券取引所の有価証券上場規程等では、新規の上場に際しての監査人は上場会社監査事務所名簿へ登録された監査事務所又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所の内、品質管理レビューを受けた監査事務所でなければならず、既存の上場会社については上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所でなければならない、とされている。

上場会社監査事務所登録制度



(注)

- ①② 登録申請 (会則第128条、第128条の2)
- 例えば、新たに上場会社と監査契約を締結した場合、上場会社監査事務所名簿への登録の申請をしなければならない。
- ③ 登録・措置の結果報告 (会則第134条第1項) 品質管理委員会は登録の可否、措置内容等を会長に報告する。
- ④ 登録・措置の結果の通知 (会則第134条第2項) 会長は報告を受けた場合はその旨を事務所に通知し、通知した旨を品質管理委員会に報告しなければならない。
- ⑤ 不服申立 (会則第135条) 決定に不服があるときは上場会社監査事務所登録・措置不服審査会に不服申立をすることができる。
- ⑥ 開示 (会則第127条第2項) 上場会社監査事務所部会に、名簿を備え開示する。

Ⅲ. 品質管理レビュー制度等の改正

品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度については、継続的に見直しがなされており、平成27年度から適用する制度改正を行っている。

1. 平成26年7月の定期総会での制度改正

平成25年5月の品質管理レビューのあり方見直しプロジェクトチームからの「品質管理レビュー制度のあり方見直しについての提言」の具体化のため、平成26年2月に品質管理レビュー制度等検討プロジェクトチームにより「品質管理レビュー制度・上場会社監査事務所登録制度一部改正要綱」が取りまとめられ、平成26年7月の定期総会において、制度改正に必要な会則・規則の変更が行われた。

主な内容は、次の「(1)品質管理レビューの性格」、「(2)品質管理レビューの対象監査事務所及び対象監査業務」、「(3)機動的・臨時的な品質管理レビューの新設」及び「(4)上場会社監査事務所部会準登録事務所名簿への登録要件の緩和」に記載のとおりである。

なお、変更後の規定は、会員への周知の期間を考慮し平成27年7月以降実施する品質管理レビューから適用されることとなっている(ただし、会則変更前から品質管理レビューを受けている監査事務所に対する特別レビューの実施及び準登録事務所名簿への登録要件の緩和に関する規定は、金融庁長官の認可があった日(平成26年9月1日)から適用されている)。

(1) 品質管理レビューの性格

品質管理レビューでは、レビューを実施した結果として、 改善勧告やフォローアップを行い監査事務所の品質管理の 充実に向けての指導をしている。これと同時に、品質管理レ ビューの拒否や非協力の場合は、会長へ報告をするととも に、上場会社監査事務所の登録制度においては、品質管理 レビューの結果に応じて登録の可否及び措置を決定し、上 場会社監査事務所部会の名簿において措置の概要を開示 するなどによる懲戒的措置を実施するなど一部監督機能 も果たしてきた。

また、当協会の設立目的は「公認会計士の使命及び職責に鑑み、その品位を保持し、公認会計士法第2条第1項の業務その他の公認会計士業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行う」と定められており、自主規制団体として、監査業務に対する社会的信頼を維持、確保し、監査制度の充実発展を図るためには、品質管理の質的水準が十分でない監査事務所に対して品質管理の充実のための自助努力を促すとともにその状況を監督していくことが必要であるとの結論に至った。

ついては、品質管理レビューの性格を「指導的性格」から「指導及び監督」に変更し、上場会社監査事務所制度の登録制度内に設置していた措置制度を廃止し、品質管理レビュー制度内に品質管理レビューの実施結果に基づく措置制度を新設した。これに伴い、措置制度の対象は品質管理レビューを受ける監査事務所全体となった。

新たに設けた措置の内容は、レビュー結果に応じて、次の3種類とするが、いずれも会則第50条に定める懲戒処分とはしなかった。

- ア. 注意
- イ. 厳重注意
- ウ. 監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告(以下 「辞退勧告」という。)

なお、改正前の上場会社監査事務所部会の措置の制度 は廃止されるが、監査事務所の品質管理の状況に応じて、 上場会社監査事務所名簿等に注意・勧告の概要を「開示」 又は名簿からの「抹消」を行うものとした。

また、特別レビュー(「(3)機動的・臨時的な品質管理レビューの新設」において後述)は、特定の分野や特定の業務についてレビューを行うものであり、その際に発見された事項については、必要に応じ改善勧告等を行うが、改善が

図られない場合には、上記アの注意の措置を実施し、その後も改善が図られない場合は、上記イの厳重注意の措置を実施する。なお、特別レビューは、監査事務所全体の品質管理についてのレビューでないことから、上記ウ.の辞退勧告は行わないものとした。

以上の措置に関しての考え方を図示すると表1から表3となる。

(2) 品質管理レビューの対象監査事務所及び対象監査業務

品質管理レビューの対象を、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等の監査業務を行う監査事務所から公認会計士法第2条第1項業務を行う監査事務所に拡大し、レビュー対象監査業務についても、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等の監査業務から公認会計士法第2条第1項業務の全てに拡大した。品質管理レビューの実効性を確保するために、中核となるレビュー対象監査業務は、公共性の高い、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等とするが、必要がある場合には、改正前のレビュー対象外監査業務からも追加選定することとなる。

ここで必要がある場合とは、例えば、監査事務所において公認会計士法第2条第1項業務に占める改正前のレビュー対象外監査業務が多く、改正前のレビュー対象会社のみを対象とした場合に監査事務所全体の品質管理の状況を把握することが困難な場合である。

(3)機動的・臨時的な品質管理レビューの新設

改正前の品質管理レビューは、レビュー日程、内容について事前に年間計画を立てて実施しており、計画的かつ定期的なレビューであることから、改正前の制度を通常レビューの中の定期レビューとして位置付けた。

また、監査契約後に短期間で監査報告書が発行されるなど定期レビューを補完する必要性がある場合に、定期の実施時期に加えて追加して機動的に行えるレビューを機動レビューとして位置付けた。定期レビューを補完することが目的であることから、実施する内容は定期レビューと同等とした。

一方、AIJ事件のように監査手続が著しく不十分でファンドに対する監査そのものに対する信頼性が損なわれるなど監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある場合には、品質管理レビューの対象が拡大したことに鑑み、機動的というより臨時的に特定の監査業務の品質管理の状況や監査事務所の特定分野に係る品質管理の状況をレビューする新たな制度として特別レビューを設けた。特別レビューは会長の指示を受け、その実施を品質管理委員会が決定するものとした。なお、特別レビューは監査事務所の特定の分野を対象として実施することから、個別の監査事務所に対するレビュー報告書の交付は予定していない。ただし、(1)で説明しているとおり、個別の監査事務所での発見事項について改善の指導は行うこととした。

通常レビュー及び特別レビューに関する考え方等をまとめ図示したものが図1となる。

(4) 上場会社監査事務所部会準登録事務所名簿 への登録要件の緩和

準登録事務所名簿への登録を申請できる事務所として会則第128条の2第1項第二号に規定する上場会社と同等と認められるものとして規則で定める会社の範囲を見直し、会社法に定める大会社で売上高が10億円以上の者としていたものを会計監査人設置会社で売上高が10億円以上の者に改めた。

Ⅲ. 品質管理レビュー制度等の改正

表1【品質管理レビュー制度(通常レビュー)における措置制度(上場会社監査事務所部会)】

品質管理レビューの結論等		レビュー1回目	レビュー2回目 フォローアップ・レビュー /レビュー (改善不十分)	レビュー3回目 フォローアップ・レビュー /レビュー (改善不十分)	
レビュー拒否・非協力	措置	辞退勧告	辞退勧告	辞退勧告	
レニュー担合・升励力	上場部会名簿	抹消			
否定的結論	措置	辞退勧告	辞退勧告	辞退勧告	
古たが結補	上場部会名簿	抹消			
限定事項付き結論	措置	厳重注意	辞退勧告	辞退勧告	
(極めて重要な準拠違反あり)	上場部会名簿	開示	抹消		
限定事項付き結論	措置	注意	厳重注意	辞退勧告	
水化学場別で和調	上場部会名簿	_	開示	抹消	
限定事項のない結論	措置	なし	注意	厳重注意	
における改善勧告事項	上場部会名簿	_	_	開示	

極めて重要な準拠違反

監査事務所の品質管理システムの整備又は運用において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反が発生している重大な 懸念があるか、又は、監査事務所の品質管理システムの整備又は運用において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生し ている相当程度の懸念がある状況において実施した個々の監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反が ある場合

表2【品質管理レビュー制度(通常レビュー)における措置制度〔上場会社監査事務所部会以外〕】

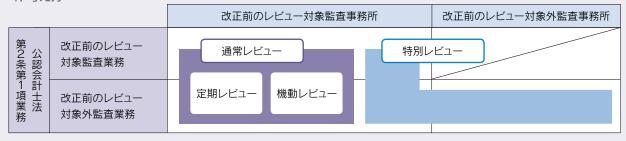
品質管理レビューの結論等		レビュー1回目	レビュー2回目 フォローアップ・レビュー /レビュー (改善不十分)	レビュー3回目 フォローアップ・レビュー /レビュー (改善不十分)
レビュー拒否・非協力	措置	辞退勧告	辞退勧告	辞退勧告
否定的結論	措置	辞退勧告	辞退勧告	辞退勧告
限定事項付き結論 (極めて重要な準拠違反あり) 措置		厳重注意	日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	 辞退勧告
限定事項付き結論 措 置		注意	厳重注意	辞退勧告
限定事項のない結論 における改善勧告事項 措置		なし	注意	厳重注意

表3【品質管理レビュー制度(特別レビュー)における措置制度】

品質管理レビューの結論等		レビュー1回目	レビュー2回目 (改善不十分)	レビュー3回目 (改善不十分)
レビュー拒否・非協力 措置		辞退勧告	辞退勧告	辞退勧告
改善勧告事項	措置	なし	注意	厳重注意

図1【通常レビュー及び特別レビュー】

1. 考え方



2. 相違点

監査事務所 の区分	レビューの 種類	性格及び実施の頻度		レビューの目的	レビュー実施の 決定	レビュー方法	
改正前の	通常 レビュー	定期的	3年に1回 (大手は2年に1回) (改正前のレビュー) 【定期レビュー】	監査事務所全体の - 品質管理の状況	品質管理委員会	(注)	フォロー 書面、聴取
レビュー 対象監査 事務所		機動的	定期レビューを補完する必要が あると判断される場合 【機動レビュー】				又は往査
改正前のレビュー対象外監査事務所	特別 レビュー	臨時的	監査に対する社会的信頼を 損なうおそれがある場合	① 特定の監査業務の品質管 理の状況 ② 監査事務所の特定分野に 係る品質管理の状況	品質管理委員会 (会長の指示 が必要)		旬、聴取 は往査

2. 上場会社監査事務所登録制度の一部改正

平成26年2月の改正要綱において、さらに検討が必要とされた事項等について、平成27年3月19日に上場会社監査事務所名簿等への登録の見直しプロジェクトチームにより「上場会社監査事務所登録制度一部改正要綱」が取りまとめられた。

当協会の品質管理レビュー制度は、監査事務所の品質管理を対象としており、会員個々人を直接の対象とはしていない。そのため、品質管理レビューの結果に基づいて、上場会社監査事務所名簿等から登録を抹消した監査事務所において、その抹消の原因となった業務を行っていた会員が、新たに監査事務所を設立して再度、上場会社監査事務所名簿等に登録申請して監査業務を行う等の事例があり、上場会社監査事務所名簿等から抹消となった効果が実質的に得られない事態が生じている。これに対応するための上場会社監査事務所名簿等への再登録の制限や、上場会社との監査契約を締結するに際しては、上場会社監査事務所名簿等にあらかじめ登録されていることとするなどの改正が検討され、上記のとおり改正要綱が取りまとめられた。

また、平成27年6月17日に「上場会社監査事務所名簿等への登録に係る誓約書様式等の変更について」が取りまとめられた。

これらの改正の主な内容は次のとおりであり、平成27年7月の定期総会に必要な会則・規則の変更が上程される予定である。

(1) 上場会社監査事務所名簿等からの抹消と再登録の制限及び制限の解除

上場会社監査事務所名簿等からの抹消事由に新たな事由(会員権停止6か月以上であり、かつ、行政処分請求(保留した場合を含む。)又は退会勧告の懲戒処分)を追加するとともに、抹消事由に該当した場合は、監査事務所だけで

なく、監査事務所の代表者、これに係わった業務執行責任者を「上場会社監査事務所・準登録事務所名簿再登録制限者」という。)として指定することができる規定を新設する。また、「上場会社監査事務所・準登録事務所名簿再登録制限者管理簿」(以下「名簿再登録制限者管理簿」という。)を制定し、名簿再登録制限者として指定した者を掲載する。

なお、名簿再登録制限者管理簿は開示しないこととし、 名簿再登録制限者管理簿に掲載されているか否かについ て、品質管理委員会は会員本人からの申請があれば、申請 者分について、申請者本人及び申請者の指定する者に証明 書を交付する。

名簿再登録制限者に指定された監査事務所及び会員が、その指定の解除を受けるには、以下に示すいずれかの方法によるものとする。

ア. 名簿再登録制限者の指定の原因となった上場会社の監査実施後も、通常レビューの対象となる監査を実施している場合

継続的専門研修制度で法定監査業務に従事する会員に 課せられた義務を履行していることと、通常レビュー対象 業務及びその他品質管理委員会が指定する業務について 品質管理レビューを受け、品質管理の改善(改善勧告事項 がないこと)が品質管理委員会により確認できたとき

イ. 名簿再登録制限者の指定の原因となった上場会社の 監査実施後は通常レビューの対象となる監査を実施し ていない場合

継続的専門研修制度で法定監査業務に従事する会員に 課せられた義務を履行していることと、会計監査人設置会 社で売上高が10億円以上の者の監査を行い、当該監査業 務及びその他品質管理委員会が指定する業務について品 質管理レビューを受け、品質管理の改善(改善勧告事項が ないこと)が品質管理委員会により確認できたとき

ウ. ア及びイ以外の場合

品質管理レビューを受ける機会の無い者に限り、継続的 専門研修制度で法定監査業務に従事する会員に課せられ た義務を名簿再登録制限者として指定された後5事業年度 継続して履行していたことが品質管理委員会により確認で きたとき

指定の解除を受け名簿再登録制限者管理簿から削除された者は、準登録事務所名簿への登録の申請を行うことができる。指定の解除を受け名簿再登録制限者管理簿から削除された者が、既に上場会社監査事務所名簿等に登録済の監査事務所に所属する会員の場合は、名簿再登録制限者管理簿から削除されたときから、上場会社の監査業務の主要な担当社員等となることができる。

なお、上記ウ.により名簿再登録制限者の指定の解除を 受けた者が解除後最初に通常レビュー対象業務を行った 場合には、当該業務及びその他品質管理委員会が指定する 業務について、速やかに品質管理レビューを行い、品質管理 の改善を確認し、改善勧告事項があった場合には、準登録 事務所名簿からの抹消等の対応を行う。

(2) 上場会社監査事務所名簿等へ登録申請する 監査事務所の誓約

公認会計士法第2条第1項の財務書類の監査又は証明は、公認会計士の独占業務であることから、公認会計士は自ら監査事務所の健全な体制の整備を通じて、監査の品質の向上に取り組んでいく必要があり、中でも、上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所には、上場会社には多数の利害関係者がいることを改めて認識し、監査事

務所の品質管理体制についてより高い意識をもつていることを示すため、監査事務所の監査実施体制の整備・運用に関する事項等についても誓約するように誓約書様式等を変更し、提出を求めるものである。

なお、誓約書は、上場会社監査事務所名簿等への登録の 申請時に提出を求めるが、今回の改正規定の施行の日に現 に上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務 所にも変更後の様式による誓約書の提出を求める予定で ある。

(3) 上場会社監査事務所名簿等への登録申請の時期・手続の見直し

準登録事務所名簿への登録申請は次のいずれかに該当する場合に行うものとし、現行の上場会社と監査契約を締結してからの登録申請の規定は廃止する。したがつて、上場会社監査事務所名簿等に登録されていない監査事務所の場合には、準登録事務所名簿に登録後に上場会社と監査契約を締結しなければならない(図2参照)。

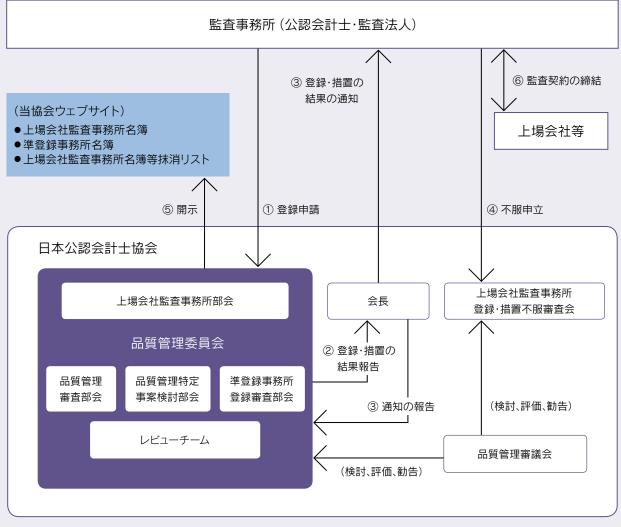
ア. 上場会社との監査契約を予定している場合

イ. 上場会社の監査を行う意向があり、上場会社と同等と認められるものとして規則で定める会社(会計監査人設置会社で売上高10億円以上の者)の監査を行っている場合

登録申請に当たっては、申請者が登録申請時までに終了した直近の継続的専門研修制度年度において、法定監査に従事する会員に課せられている義務を履行していることを条件とし、この条件を満たしていない場合は登録申請書を受理しないこととする。

Ⅲ. 品質管理レビュー制度等の改正

図2【上場会社監査事務所登録制度】



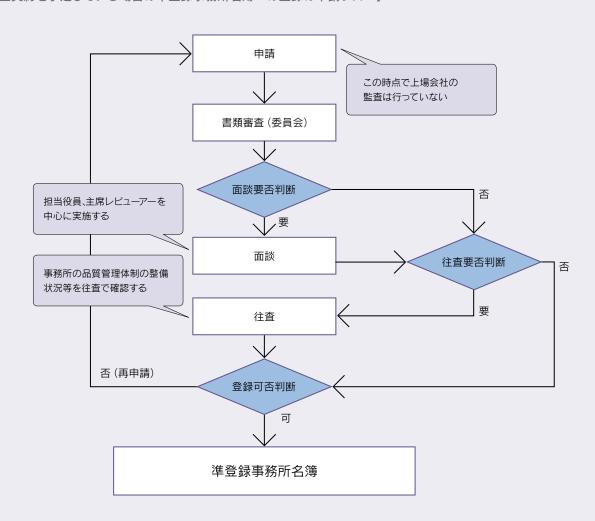
(注)

- ① 登録申請(会則第128条の2)
 - 新たに上場会社と監査契約を締結して上場会社監査事務所となろうとする場合、監査契約を締結する前に準登録事務所名簿への登録の申請を行い、 登録を受けなければならない。
- ② 登録・措置の結果報告 (会則第134条第1項) 品質管理委員会は登録の可否、措置内容等を会長に報告する。
- ③ 登録・措置の結果の通知(会則第134条第2項)
 - 会長は報告を受けた場合はその旨を監査事務所に通知し、通知した旨を品質管理委員会に報告しなければならない。
- ④ 不服申立(会則第135条)
 - 決定に不服があるときは上場会社監査事務所登録・措置不服審査会に不服申立をすることができる。
- ⑤ 開示 (会則第127条第2項)
 - 上場会社監査事務所部会に、名簿を備え開示する。
- ⑥ 監査契約の締結

上場会社監査事務所名簿等への登録について、現行は申請書類に不備がない限り準登録事務所名簿へ登録されるが、申請書類及び申請手続を見直し、申請書類だけを審査対象とした従来の確認方法から、申請書類による審査に加えて品質管理委員会の審議、承認を経て登録を行う方法に変更する(図3参照)。

また、品質管理レビュー実施の通知前に、品質管理レビューの対象となる監査契約を全て解除して品質管理レビュー対象外監査事務所となった場合や監査事務所が解散した場合、その時点で品質管理レビューの実施を中止しているが、可能な限り品質管理レビューを実施し、その結果は再登録の審査を行う場合の判断に利用するものとする。

図3【監査契約を予定している場合の準登録事務所名簿への登録の申請フロー】

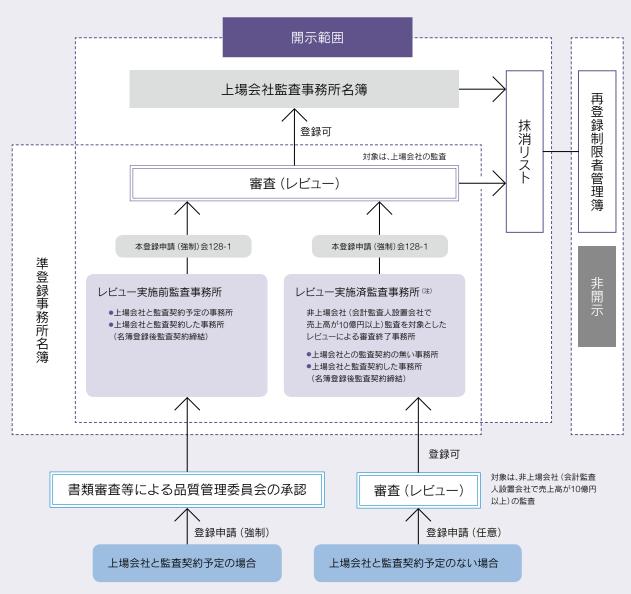


- ① 監査契約の解消により登録を抹消した会員の再登録申請の場合、原則として書類審査とするが、抹消前の状況により面談の要否を判断する。
- ② 今まで、登録名簿から抹消を受けたことの無い会員、全くの新規登録申請の場合は、原則として、面談及び往査の要否を全て否として登録可否の判断まで進む。
- ③ 面談及び往査の要否の基準の考え方: ②に該当しても、監査責任者としての実務経験が少ない、あるいは十分な監査時間や監査体制の確保がされていない等、 その必要があると判断される場合、提出された誓約書の内容から必要と判断される場合に実施

Ⅲ. 品質管理レビュー制度等の改正

手続の見直しに伴い、登録のための審査において制度 化されている継続審査(一定の場合に、初回の審査ではな く、翌年に再度の品質管理レビューを行い、その結果を踏 まえて登録の可否を判断する。)は廃止する。 なお、準登録事務所名簿の中には、レビュー実施済事務 所とそうではない事務所が混在するなど分かりにくいた め、実態を表すよう再検討した。具体的には、準登録事務 所名簿に掲載される監査事務所の区分を整理し、図4のよ うに改める。

図4【上場会社監査事務所名簿への登録の流れ】



(注)3年に1度の定期レビューを実施する。



左より、鳥羽至英、椿 愼美、山岸良太、広瀬雅行、増田宏一、山本謙三、土本清幸

品質管理審議会

審議会長	増 田 宏 一	日本公認会計士協会 元会長
審議会長代理	山岸良太	日本弁護士連合会 元副会長
外部委員	土本清幸	株式会社東京証券取引所 取締役 常務執行役員
外部委員	鳥羽至英	早稲田大学商学部教授
外部委員	広瀬雅行	公益社団法人日本監査役協会 会長
外部委員	山本謙三	株式会社NTTデータ経営研究所 取締役会長
委員	椿 愼 美	日本公認会計士協会 元常務理事

品質管理委員会



委員長 関根愛子 日本公認会計士協会 副会長



外部委員 唐津恵一 東京大学大学院法学政治学研究科 ビジネスロー・比較法政研究センター教授



外部委員 丸島俊介 _{弁護士}



外部委員 安井良太 株式会社東京証券取引所 上場部長



委員 奥山弘幸 日本公認会計士協会 常務理事



委員
中川隆之
日本公認会計士協会
常務理事



委員 北方宏樹 日本公認会計士協会 常務理事





委員 染葉真史 日本公認会計士協会 常務理事



委員 北澄和也 日本公認会計士協会 理事



委員 渡邊芳樹 日本公認会計士協会

※外部委員とは、会員外の有識者をいう。

日本公託会計上版会 The Japanese Institute of Certified Indicators



→日本公認会計士協会